

令和元年（2019年）9月18日

札幌市告示第5103号

札幌市長 秋元克広

札幌市移動支援事業実施要綱（以下「要綱」という）第9条の規定に基づき、費用の額の算定に関する基準を別表のとおり定め、令和元年10月1日より適用し、平成26年札幌市告示第859-8号は令和元年9月30日限り廃止する。ただし、令和元年9月30日以前に提供された移動支援に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

（別表）移動支援費単位数表
通則

第一 移動支援に要する費用の額は、1により算定する単位数に、「厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）」に基づいて、事業所所在地が適用される地域区分に応じて算定される居宅介護の一単位の単価を乗じて得た額を算定するものとする。

第二 第一の規定により移動支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。

1 移動支援費（個別支援型）

イ 移動支援（身体介護を伴う場合）が中心である場合

- (1) 所要時間30分未満の場合 232単位
- (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 403単位
- (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 584単位
- (4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 659単位
- (5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 735単位
- (6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合

810単位

(7) 所要時間3時間以上の場合 880単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数

ロ 移動支援（身体介護を伴わない場合）が中心である場合

- (1) 所要時間30分未満の場合 81単位
- (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 151単位
- (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 227単位
- (4) 所要時間1時間30分以上の場合 297単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数

注1 要綱に定める移動支援を利用する障がい者及び障がい児（以下「利用者」という。）に対して、要綱に定める登録事業所の従業者（以下「移動支援従業者」という。）が、移動支援を行った場合に、現に要した時間ではなく、移動支援計画（札幌市移動支援事業事業者登録要綱第5条において準用する居宅介護計画をいう）に位置付けられた内容の移動支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

2 別紙1に定める者が、屋外での移動に著しい制限のある視覚障がい児（者）、全身性障がい児（者）（肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第五号の一级に該当する障がい児（者）であって両上肢及び両下肢の機能の障がい（者）を有するもの又はこれに準ずる障がい児（者）をいう。）、知的障がい児（者）又は精神障がい児（者）に対して、移動支援を行った場合に所定単位数を算定する。

3 別紙2に定める要件を満たす場合であって、同時に2人の移動支援従業者が1人の利用者に対して移動支援を行ったときは、それぞれの移動支援従業者が行う移動支援につき所定単位数を算定する。

4 夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。）又は早朝（午前6時から午前8時までの

時間をいう。)に移動支援を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)に移動支援を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- 5 グループ支援型の単位数については、個別支援型の単位数に100分の70に相当する単位数を所定単位数に減算する。ただし、注4に該当する場合は、加算をした後の個別支援型の単位数に100分の70に相当する単位数を減算する。
- 6 利用者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)の規定に基づく障害福祉サービスを受けている間若しくは法に規定する旧法施設支援を受けている間又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設に入所(通所による入所を含む。)している間は、移動支援費は算定しない。

(別紙1)

次のイからニまでに掲げる障がい者等の区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める者

イ 視覚障がい者及び視覚障がい児

平成18年9月30日において適用される「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(厚生労働省告示第209号)(以下「旧指定居宅介護等従業者基準」という)第三号、第八号、第十三号、又は平成18年10月1日において適用される「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(厚生労働省告示第538号)(以下「居宅介護従業者基準」という)第四号、第八号、第十二号に掲げる者

ロ 全身性障がい者及び全身性障がい児

旧指定居宅介護等従業者基準第四号、第六号、第九号、第十一号、第十四号、第十六号、又は居宅介護従業者基準第三号、第七号、第十一号に掲げる者

ハ 知的障がい者及び知的障がい児

旧指定居宅介護等従業者基準第五号、第十号、第十五号、又は居宅介護従業者基準第一号、第二号、第五号、第六号、第九号、第十号、第十三号、第十四号に掲げる者

ニ 精神障がい者

居宅介護従業者基準第一号、第二号、第五号、第六号、第十号、第十四号に掲げる者

(別紙2)

二人の移動支援従業者により移動支援を行うことについて利用者の同意を得ている場合であって、次の一から三までのいずれかに該当する場合とする。

- 一 障がい者等の身体的理由により一人の移動支援従業者による介護が困難と認められる場合
- 二 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- 三 その他障がい者等の状況等から判断して、第一号又は前号に準ずると認められる場合